

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

国事行為臨時代行人

平成十五年一月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二十八号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第五十二号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条第一項及び関係法律の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、この政令を制定する。

(植物防疫法施行令の一部改正)
第二十四条 植物防疫法施行令(昭和五十一年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を削り、第三条を第一条とし、第四条を第二条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

内閣総理大臣	環境大臣	国土交通大臣	経済産業大臣	農林水産大臣	厚生労働大臣	財務大臣	総務大臣
小泉純一郎	鈴木俊一	林寛子	平沼赳夫	大島理森	坂口力	塩川正十郎	片山虎之助